

まちの 保険屋さん まちにゅーす

2019年 秋号



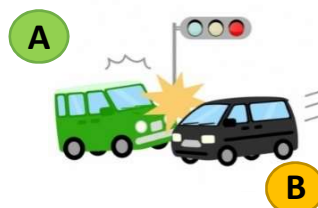
高齢者による事故が
多発しております。



命を守る反射材を
無料プレゼント中！！

信号無視、ドラレコで逆転

Aさん 夜中、仕事からの帰り道。信号のある交差点を直進していたら
交差点の左側から**Bさん**の運転する車が出てきて
交差点で衝突！！



A 自分の見た信号は青だと思うんだけどな・・・
赤信号で進んでしまったのかな・・・
ハッキリわからないな・・・

B こちらの信号は青だった！！
ハッキリ見た！！

警察官が、Aさんの車についているドライブレコーダーに
録画されていた映像を確認したところ、Bさんが赤信号で交差点へ侵入
して来たことが確認できました。

ドライブレコーダーが無かったら、はっきり見た！と言い張ったBさんが正しいことになっ
てしまったかもしれません。



高齢者のお金の管理を考えていますか？

調査によると、親（高齢者で認知症ではない）の財産管理に77.5%が関わっていないそうです。
元気なうちは、親（高齢者）が自己管理しているケースがほとんど。という結果ですね。

オレオレ詐欺、高齢者を巡る生命保険や投資信託の
契約トラブル等が問題になってます。

子供の方から、親に財産のことを聞くのは
難しいかもしれません。

しかし、預貯金がどこの銀行にあるのか。

どんな保険に入っているのか。

株や不動産をもっているのか。

一度、家族で話し合っ
てはいかがでしょうか？



マネー講座

10/26（土） 不動産投資（REIT）
14：00～15：30

11/30（土） iDeCo（確定拠出年金）

14：00～15：30



知ってて得する火災保険



千葉県を中心とした台風による大きな被害が発生したこと。記憶に新しいかと思います。

～火災保険でどこまで補償できるのか～

・台風で屋根等が壊れ、雨により、**テレビ等の家財**が壊れた場合

→ まず、**家財が補償の対象**となっていること

補償の範囲が**火災、落雷、破裂、爆発、風災、雹災、雪災**となっていることを証券でご確認下さい。

・天災で電柱や、ゴルフ演習場の鉄塔が倒れ、家が壊れたとき、相手に賠償してもらえる??

→相手の**明白な過失がない場合はできません**。通常、ご自身の火災保険で修理するようになります。

【明確な過失とは??】

例えば、隣の家の屋根が台風が来る前から壊れていて、いつトタンが飛んでくるかわからない状態。

台風が来るのにパラソルを片づけずにいたため、風でパラソルが飛び隣の窓ガラスを壊したなど

自転車での事故。高額な賠償請求!?



車を運転する場合、『自動車保険』に加入している方がほとんどだと思います。

では、**自転車**を運転するときに保険に加入している方はどの位でしょうか??最近では**自転車保険**の加入を義務化する条例を設ける自治体が増えていますが、それでも全国平均で56% 山形県では47.2%という結果になっています。万一、自転車で事故を起こしてしまった場合

H25, 7神戸の判決

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

この事故、後遺障害で9, 521万円の支払いが命じられました。この賠償責任は、たとえ**未成年といえども責任を免れることはできません**。このようリスクには、自動車保険や火災保険に特約でつけることのできる『**個人賠償責任**』でカバーできます。

河北町 イベント情報

動物ふれあい体験

10月 毎週日曜日

13:30~14:30



児童動物園で、かわいい動物達とふれあうことができます。爽やかな秋!!ご家族でお出かけしてみたいはいかがですか?



株式会社 まちの保険屋さん

TEL 0237-78-2147

FAX 0237-78-2528

営業時間 10:00~18:00

定休日 月曜・祝日

ホームページ

